

中津市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例、同規則

条 例	規 則
<p>中津市土砂等による埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例 (平成19年中津市条例第41号)</p>	<p>中津市土砂等による埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則 (平成19年中津市規則第54号)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為について適切な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止し、もって良好な生活環境を保全するとともに、市民の安全を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土、砂利その他の物(自ら行う製品の製造又は加工のための原材料を除く。)であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。</p> <p>(2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。</p> <p>(3) 事業区域 事業を行う土地の区域をいう。</p> <p>(4) 事業主 土地の所有権又は賃借権の権原に基づいて事業を行う者をいう。</p> <p>(5) 事業施行者 事業主との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに事業に起因する災害(以下「土壌汚染等」という。)の発生を未然に防止するため、県と連携して市内の事業の実施状況について把握するとともに、不適正な事業を監視し、及び指導する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(事業主等の責務)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、中津市土砂等の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(平成19年中津市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第4条 事業主及び事業施行者(以下「事業主等」という。)は、事業を行うに当たっては、土壌汚染等の発生を未然に防止するため、事業の施行状況を的確に把握し、必要な措置については迅速かつ的確な対応を行うなど適正な業務管理に努めるものとする。

2 事業主等は、事業を行うに当たっては、土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壌汚染環境基準」という。)及び規則で定める工事施工基準(以下「工事施工基準」という。)を遵守しなければならない。

3 事業主等は、事業を行うに当たっては、事業区域の隣接土地所有者、周辺住民及び水利権者等周辺関係者に対し、当該事業の理解を得るものとする。

4 事業主等は、事業に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任を持ってその解決に当たらなければならない。

5 事業主等は、事業によって道路、河川その他の公共施設等を破損し、又は住民の生活に支障を来したときは、遅滞なく市長に報告するとともに、その指示により復旧しなければならない。

(適用範囲)

第5条 次条から第21条までの規定は、市内で行われる事業のうち、事業区域の面積(工事施工基準に基づく保安距離の確保に伴う面積を含む。)が500平方メートル以上又は事業で使用される土砂等の体積が500立方メートル以上の事業(当該事業を行おうとする日前1年以内に、当該事業区域又はその隣接する土地において、同一の事業主(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)により、事業が行われ、又は同時に事業を行おうとする場合にあっては、それらの事業区域の面積が合算して500平方メートル以上又はそれらの事業で使用される土砂等の体積が合算して500立方メートル以上となるものを含む。)について適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 国若しくは地方公共団体又は規則で定める団体が行う事業

(2) 法律(農地法(昭和27年法律第229号)及び森林法(昭和26年法律第249号)を除く。)又はこれに基づく命令の規定による許可、認可その

(工事施工基準)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める工事施工基準は、別表のとおりとする。

(適用除外団体)

第3条 条例第5条第1号の規則で定める団体は、次に掲げるものとする。

(1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立され地方住宅供給公社

他の処分又は届出により行うことができる事業

- (3) 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例(平成18年大分県条例第41号)第2条第4号に規定する特定事業
- (4) 災害復旧等やむを得ない事由により、緊急に施行される事業
- (5) 日常生活又は土地の管理のために行う事業のうち、災害の防止に資する事業及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業

(事業の届出)

第6条 事業主は、前条に規定する事業を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 事業主及び事業施行者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事業区域の所在地、面積及び土地所有者等
- (3) 事業の目的及び種別
- (4) 事業の施行方法の概要
- (5) 事業の施行期間
- (6) 事業に用いる土砂等の採取場所及び種類
- (7) 事業に用いる土砂等の搬入量
- (8) 事業に用いる土砂等の分析結果
- (9) 事業について、他の法令(条例を含む。)で許可又は認可が必要な場合には、その許可又は認可を受けた旨
- (10) その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の届出書の提出があった場合において、当該届出に係る事業

- (2) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき設立された土地開発公社
- (4) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき設立された独立行政法人
- (5) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき設立された地方独立行政法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、土砂等を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が認めた団体

(事業の届出)

第4条 条例第6条第1項に規定する届出をしようとする事業主は、事業届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書及び事業区域を表示した公図の写し
- (2) 事業主と事業施行者との事業に関する契約書の写し
- (3) 事業区域に係る土地所有者の施行承諾書(様式第2号)
- (4) 位置図
- (5) 土砂等の搬出入経路図
- (6) 計画平面図及び縦横断面図
- (7) 土量計算書
- (8) 道路及び水路の占用許可書の写し
- (9) 事業区域の現況写真
- (10) 土砂等発生元証明書(様式第3号)並びに採取場所の位置図及び平面図
- (11) 土砂等の地質分析(濃度)結果証明書並びに分析のために土砂等を採取していることが確認できる写真及び採取した地点を示す図面
- (12) 事業施行者の事業実績報告書(様式第4号)

の計画が土壌汚染環境基準又は工事施工基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から起算して7日以内に限り、当該届出をした事業主（以下「届出事業主」という。）に対し、当該届出に係る事業の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

4 届出事業主は、前項の期間を経過した後でなければ事業を行ってはならない。ただし、第1項の届出書の内容が適当であると認める旨の市長の通知を受けた後においてはこの限りでない。

（関係書類等の閲覧）

第7条 届出事業主は、届出に係る事業が行われている間、届出事業主の住所地又は事業区域の現場事務所に当該届出に係る書類、図面等の写しを備え付け、事業区域周辺の居住者その他事業について利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（標識の設置）

第8条 届出事業主は、届出に係る事業が行われている間、当該事業区域内の容易に視認できる場所に規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

（届出事項の変更）

第9条 届出事業主は、届出に係る第6条第1項各号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）を生じたときは、当該変更のあった日から起算して7日以内に規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

（事業完了の届出）

第10条 届出事業主は、届出に係る事業が完了したときは、完了の日から起算

(13) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 前項各号に掲げる書類及び図面のうち、市長が特に必要がないと認めるものについては省略することができる。

（標識の設置）

第5条 条例第8条に規定する標識は、事業掲示板（様式第5号）によるものとする。

（変更の届出）

第6条 条例第9条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の施行期間（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (3) 事業に用いる土砂等の搬入量（土砂等の搬入量を減少させるものであって、かつ、事業区域の面積の変更しないものに限る。）

2 条例第9条に規定する届出事項の変更の届出は、事業変更届出書（様式第6号）に第4条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、市長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

（完了の届出）

第7条 条例第10条第1項に規定する事業完了の届出は、事業完了届出書（様式

して7日以内に規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書の提出があった場合において、当該事業が土壌汚染環境基準及び工事施工基準に適合するかどうかを確認し、適合しないと認めるときは、届出事業主に対し、期限を定めて必要な改善を命ずることができる。

(事業の中止又は廃止の届出)

第11条 届出事業主は、届出に係る事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出書の提出があった場合について準用する。

(地位の承継)

第12条 届出事業主について、相続、合併又は分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、届出事業主の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出事業主の地位を承継した者は、承継の日から起算して7日以内に、規則で定めるところにより届出書を市長に提出しなければならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第6条第1項の規定による届出書の提出をしないで、又は虚偽の届出書の提出をし、事業を行った者に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善勧告)

第14条 市長は、届出事業主又は事業施行者が土壌汚染環境基準又は工事施工基準に違反して事業を行っていると認める場合は、当該届出事業主又は事業施行者に対し、期限を定めて、必要な改善措置をとるべきことを勧告することが

第7号)に事業完了後の写真を添付して行うものとする。

(中止又は廃止の届出)

第8条 条例第11条第1項に規定する事業の中止又は廃止の届出は、事業中止・廃止届出書(様式第8号)に中止又は廃止後の写真を添付して行うものとする。

(地位の承継)

第9条 条例第12条第2項に規定する地位の承継の届出は、事業主地位承継届出書(様式第9号)に地位を承継したことを証明する書類を添付して行うものとする。

(改善勧告)

第10条 条例第14条に規定する勧告は、改善勧告書(様式第10号)により行うものとする。

できる。

(改善命令)

第15条 市長は、届出事業主又は事業施行者が前条の規定による勧告に従わないときは、期間を定めて必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該事業の停止を命ずることができる。

(違反事実の公表)

第16条 市長は、届出事業主又は事業施行者が正当な理由なく第6条第3項、第10条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)又は前条の規定による命令に違反したときは、当該違反事実を公表することができる。

2 前項の規定は、第13条の規定による命令に違反した者について準用する。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、届出事業主に対し、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に届出事業主の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは現場事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

(命令書)

第11条 次の表の左欄に掲げる規定の命令は、それぞれ同表の右欄に掲げる命令書により行うものとする。

条例第6条第3項	事業計画変更(廃止) 命令書(様式第11号)
条例第10条第2項(条例第11条第2項において準用する場合を含む。)及び条例第15条	改善命令書(様式第12号)
条例第13条	措置命令書(様式第13号)

(報告徴収)

第12条 条例第17条に規定する報告の徴収は、事業報告徴収通知書(様式第14号)により行うものとする。

(立入検査員証)

第13条 条例第18条第2項の身分を示す証明書は、立入検査員証(様式第15号)とする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第3項の規定による命令に違反して事業を行った者
- (2) 第10条第2項(第11条第2項において準用する場合を含む。)、第13条又は第15条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条に規定する標識を設置しない者
- (2) 第9条、第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をした者
- (3) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市内において第5条に規定する事業を行っている事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に第6条第1項及び第2項に定める届出書及び書類(以下単に「届出書等」という。)を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出書等の提出をした事業主は、届出事業主とみなして、第7条から第19条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第14条 この規則に定めるもののほか、土砂等の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 構造上の基準(次項の事業を除く。)

- (1) 事業区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- (2) 著しく傾斜している土地において事業を施行する場合にあっては、事業を施行する前の地盤と事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。

4 第13条、第20条第1項第2号及び第21条の規定は、附則第2項に該当する事業主が同項に規定する期間内に、届出書等の提出しないで、引き続き事業を行っている場合又は虚偽の届出書等の提出をした場合について準用する。

(3) たい積する土砂等の高さ(事業により生じたのり面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。)の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)及びのり面の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表のたい積する土砂等の高さの欄及びのり面の勾配の欄に掲げるとおりであること。

土砂等の区分		たい積する土砂等の高さ		のり面の勾配
1 砂、れき、砂れき、れき質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		上記以外	10メートル以下	たい積する土砂等の高さに対する当該のり面の上端と下端の水平距離が1.8倍(たい積された土砂等の高さが5メートル以下の場合にあっては、1.5倍)以上の勾配
	上記以外	5メートル以下		たい積する土砂等の高さに対する上端と下端との水平距離が1.5倍以上の勾配

2 1 以外	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配
--------	--------------------	--------------------

- (4) 擁壁を用いる場合における当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) たい積する土砂等の高さが5メートルを超える場合にあっては、高さ5メートル以内ごとに幅1メートル以上の段が設けられ、当該段及びのり面には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水施設が設置されていること。
- (6) 事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講じられていること。
- (7) のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- (8) 事業区域(のり面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散を防止するための措置が講じられていること。

2 一時的たい積事業に係る構造上の基準

- (1) たい積する土砂等の高さが5メートル以下であること。
- (2) たい積する土砂等ののり面の勾配は、たい積する土砂等の高さに対する当該のり面上端と下端との水平距離が1.8倍以上の勾配であること。

3 周辺対策

- (1) 土砂等が乾燥し、飛散のおそれのある場合には、散水、シートで覆うなど必要な措置を講じること。
- (2) 周辺の道路、隣接地等へ土砂等が流出するおそれのある場合には、必要な措置を講じること。なお、隣接地が低く隣地境界に段差が生じる場合には、必要に応じて土留柵等を設置すること。
- (3) 事業区域からの浸出水等により、周辺の河川、井戸等の水質汚濁が生じるおそれのある場合には、必要な措置を講じること。

- (4) 土砂等の搬出入車両、使用機械等から生じる騒音、振動等により、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講じること。
- (5) 道路、水路、隣接地等の境界杭の保全に万全を期すること。なお、境界杭が不明の場合は、関係者の立会いにより明確にすること。

4 作業時間

- (1) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までをとすること。
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、原則として作業を行わないこと。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、緊急を要する作業が発生したとき又は関係機関から作業時間等について特に指示があったときは、事業区域の周辺の住民等へ周知を図り作業をすること。

5 道路保全及び交通安全対策

- (1) 道路の進入路を取付ける場合は、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 道路に事業区域の土砂等が流出した場合は、速やかに撤去、清掃するように作業従事者に周知徹底をすること。
- (3) 搬入路が通学路となっている場合は、登下校時間帯の通行を避ける等必要な措置を講じること。
- (4) 通行人の危険防止や道路交通の円滑化及び安全確保のため、必要に応じて交通誘導員の配置、危険防止等を記載した標識、柵等その他必要な設備を設置すること。

6 その他の対策

- (1) 第三者の不法投棄防止のため、柵の設置等その他の必要な措置を講じること。
- (2) 災害時等に備え、土砂等の周囲に道路、水路、隣接地等の境界から原則として1メートル以上の安全帯を設けること。
- (3) 地上及び地下の工作物、水域、樹木、井戸等に損害を与え、又はその機能を阻害することのないように、必要に応じて事前調査を行うなどの適切な防護の措置を講じること。

7 その他の措置

その他市長が必要と認める措置を講じること。